



## 税務情報

### 国税庁 — 定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱いを定める通達の趣旨説明を公表

国税庁は 2019 年 6 月 28 日、定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱いを改正する以下の通達を発遣しました<sup>(\*)</sup>。

#### ■ [法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）（定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱い）](#)

この通達では、法人が支払った定期保険又は第三分野保険（法人を契約者とし、役員又は使用人を被保険者とするもの）に係る保険料の額について、原則として、期間の経過に応じて損金の額に算入することとする（[法基通 9-3-5](#)）一方で、支払保険料の額に相当多額の前払部分の保険料が含まれる一定の保険については、最高解約返戻率の区分に応じて一定額を一定期間資産計上し、所定の期間経過後に取り崩して損金の額に算入する取扱い（[法基通 9-3-5 の 2](#)）が示されています。

（なお、改正後の通達は、2019 年 7 月 8 日以後の契約に係る定期保険又は第三分野保険（解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険を除く。）の保険料、及び 2019 年 10 月 8 日以後の契約に係る定期保険又は第三分野保険（解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険に限る。）の保険料について、適用されています。）

国税庁は 2021 年 5 月 31 日、上記の通達に係る以下の趣旨説明を公表しました。

#### ■ [令和元年 6 月 28 日付課法 2-13 ほか 2 課共同「法人税基本通達等の一部改正について」（法令解釈通達）（定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱い）の趣旨説明](#)

この趣旨説明のうち、[【改正】9-3-5（定期保険及び第三分野保険に係る保険料）](#)（PDF 153KB）の【解説】1 では、改正後の通達の適用対象となる保険の範囲について、具体例を挙げて以下のように解説されています。

- 「定期保険」とは、一定期間内における被保険者の死亡を保険事故とする生命保険をいい、一般的には、終身保険や養老保険と合わせて第一分野保険と

称され、保険業法第3条第4項第1号《免許》に掲げられているものをいう。

- 「第三分野保険」とは、保険業法第3条第4項第2号《免許》に掲げる保険をいい、その商品内容は極めて多岐にわたるが、たとえば「傷害保険」、「疾病保険」、「がん保険」、「医療保険」、「介護保険」と称される保険商品などが該当する。
- 保険業法の適用を受けない外国の保険商品や共済商品などであっても、定期保険又は第三分野保険に類するものについては、本通達の取扱いが適用される。

また、改正後の通達（[法基通 9-3-5 の 2](#)）によると、支払保険料の額に相当多額の前払部分の保険料が含まれる一定の保険については、保険期間を基に資産計上期間及び取崩期間を設定し、各事業年度に資産計上期間又は取崩期間があるか否かにより、当期分支払保険料の額の損金算入額及び資産計上額が異なることとなりますが、この趣旨説明のうち、[【新設】 9-3-5 の 2（定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱い）](#)（PDF 172KB）の【解説】6では、具体的な算定例を用いてその取扱いが解説されています。

なお、国税庁は2019年7月8日に、改正後の通達に関して寄せられた主な質問に対する回答を取りまとめた[「定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱いに関する FAQ」](#)（PDF 316KB）も公表しています<sup>(\*)2</sup>。

<sup>(\*)1</sup> 2019年7月1日発行のKPMG Japan Tax Newsletter [「国税庁 — 定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱いを定める通達を改正する通達を発遣」](#)では、改正の背景や改正通達の概要についてご紹介しています。

<sup>(\*)2</sup> 2019年7月9日発行のe-Tax News No.177 [「国税庁 — 定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱いに関する FAQ を公表」](#)では、FAQの概要についてご紹介しています。